

平成28年12月12日

答申第747号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「再検討の求めを受けた日から審議委員会に意見を求めた日まで時間がかかった理由」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会への諮問は、準備が整ったものから行っていることを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年12月12日（第244回審議委員会）

第760号諮問、審議、答申